

IV 毎月勤労統計調査地方調査の概要

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計であって雇用、給与及び労働時間について、沖縄県における変動を毎月明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

この調査は日本標準産業分類に定める「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」に属し、常時5人以上の常用労働者を雇用する民営、国営及び公営の事業所のうち厚生労働大臣の指定する約482事業所(30人以上規模事業所約302事業所及び5～29人規模事業所約180事業所)について調査を行っている。

3 調査事項の定義

(1) 現金給与額

現金給与額とは、所得税、社会保険料、組合費、貯金等を差し引く前の総額のことである。

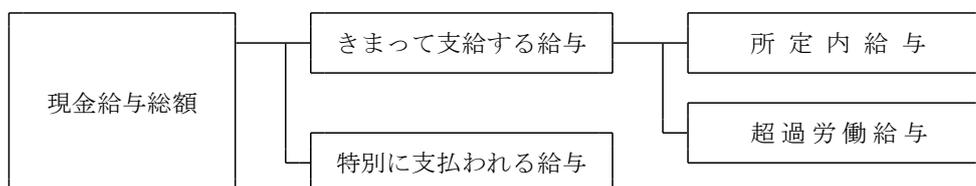
現金給与総額とは、**きまって支給する給与**と**特別に支払われた給与**の合計額である。

きまって支給する給与とは、労働契約、労働協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことで、**超過労働給与**を含む。

超過労働給与とは、所定の労働時間を越える労働、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことである。

所定内給与とは、**きまって支給する給与**から**超過労働給与**を除いたものである。

特別に支払われた給与とは、一時的又は突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則等によらないで労働者に現実に支払われた給与や、あらかじめ支給条件、算定方法が定められていても、その給与の算定が3カ月を超える期間ごとに行われるものをいう。また、夏季、年末賞与等のようにあらかじめ支給条件は決められているが、その額の算定方法が決定されていないものや、結婚手当等の支給条件、支給額が労働協約等によってあらかじめ確定していても非常にまれに支給されたり支給事由の発生が不確定なものも含める。



(2) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は、出勤日にならないが、1日のうち1時間でも就業すれば出勤日となる。

(3) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は、給与が支給されるか否かにかかわらず除かれるが、手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

所定内労働時間数とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の休憩時間を除いた実労働時間数のことである。

所定外労働時間数とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。

総実労働時間数とは、**所定内労働時間数**と**所定外労働時間数**の合計である。

(4) 常用労働者

常用労働者とは、次のうち、いずれかに該当する労働者のことである。

- ① 期間を定めず、または1カ月を超える期間を定めて雇われている者
- ② 日々又は1カ月以内の期間を限って雇われている者のうち、前2カ月にそれぞれ18日以上雇われた者
なお、重役や理事などの役員でも、一定の職務に従事し、役員としての報酬以外に、一般の労働者と同じ給与が毎月支払われている者は常用労働者に含める。

パートタイム労働者とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者のことである。

- ① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者
- ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者

一般労働者とは、常用労働者のうち**パートタイム労働者**以外の者である。

(5) 入職率、離職率

「**入職率**」とは、調査期間中に採用、転勤等で入職（同一企業内の事業所間の異動も含まれる。）した常用労働者数を前調査期間末の全常用労働者数で除し百分率比したものをいう。

「**離職率**」とは、調査期間中に退職、転勤等で離職（同一企業内の事業所間の異動も含まれる。）した常用労働者数を前調査期間末の全常用労働者数で除し百分率比したものをいう。

4 調査結果の算定

この調査結果の数値は、規模30人以上事業所については、事業所からの報告（通信調査方式）、規模5～29人の事業所については、調査員による調査報告（実地他計調査方式）を基にして、本県の5人以上のすべての事業所に対応するよう復元して算定したものである。

(1) 推計比率の計算

産業、事業所規模ごとに、下記の計算式によるものとする。

$$\text{推計比率} = \frac{\text{前月分の本月末推計労働者数}}{\text{前月末調査の標本労働者数（男女の合計値）}} \quad (\text{母集団労働者数})$$

(2) 年平均の推計方法

年平均の実数は、各年1～12月の数値を推定労働者数で加重平均したものである。

5 指数の算定

この調査は、各調査結果の時系列的利用の便を図るため、特定の年（以下、基準年という。）の平均を 100 とする指数を作成している。指数は 5 年ごとに改訂しており、現在は平成 22 年を基準年とし、平成 22 年 = 100 としている。

(1) 年平均の算定方法

年平均の指数は、各年 1 ～ 12 月の指数を単純平均したものであるが、実質賃金指数の年平均は、名目賃金指数及び消費者物価指数のそれぞれの年平均をとった比率で算出したものである。

(2) 指数の改訂

指数は次の 2 つの事由で過去に遡って改訂する。

① 基準時更新

西暦年の 0 又は 5 の付く年を基準年とし、5 年ごとに新たな指数作成の年平均を 100 とした指数の改訂を行っている。

② 第一種事業所の抽出替えに伴う改訂（ギャップ修正*）

この調査は、定期的に規模 30 人以上の事業所（第一種事業所）の抽出替えを行っている。抽出替え時には、従来の標本事業所による調査結果と、新たに抽出された標本事業所による調査結果との間にギャップが生じる。このため、新旧事業所を重複調査し、その調査結果のギャップを修正し、長期的な時系列の連続性を保つこととしている。

直近では、平成 27 年 1 月分調査で行った。

※ 平成27年1月分調査における抽出替えに伴うギャップ修正の考え方

1 指数及び増減率

（ギャップ修正）

抽出替え前後の調査結果を単純に時系列比較すると、新母集団により新規・廃止事業所が加味されるため、調査対象事業所に違いがあることから結果に乖離が生じている。これは抽出替えに伴って調査結果に生じるギャップのためである。

本調査では、従来、時系列比較を目的に作成している指数及び増減率については、ギャップの影響を排除し、時系列比較が可能となるように過去に遡って改訂を行っているところである。

賃金指数及び労働時間指数は、新旧調査結果のギャップから計算される値を用いて、平成 24 年 2 月分から平成 26 年 12 月分までの指数を改訂し、増減率についても、平成 24 年 2 月分まで遡って、改訂後の指数から計算したものに改訂する。。

改訂の具体的手順は、2以降に述べるとおりである。

2 賃金及び労働時間指数のギャップ修正

抽出替え月の調査においては、新旧の母集団事業所リストが異なるため、当該調査結果にギャップが生じる。

新調査の結果は、新しい母集団事業所リストから抽出した事業所による結果であるから、新調査の結果がより正確な水準であると考えられる。よって、このギャップを解消することによって、時系列比較が可能となるように指数の修正を行うこととしている。

そこで、新・旧調査結果間のギャップが、前回抽出替えの翌月である平成 24 年 2 月～平成 27 年 1 月までの間、毎月累積した結果とみなし、平成 24 年 2 月まで遡り、各月にギャップを比例配分して調整するという方法で行う。

ギャップ修正による改訂指数及び増減率の算定は以下のように行う。

なお、ギャップ修正を行う期間は、平成 24 年 2 月から平成 26 年 12 月までである。

(1) ギャップ修正 (賃金・労働時間指数)

イ 修正期間

平成 24 年 2 月から平成 26 年 12 月まで。

ロ ギャップ率の計算

(賃金指数の場合)

きまって支給する給与のギャップ率を、現金給与総額指数と所定内給与指数のギャップ修正にも適用する。

$$G \text{ (ギャップ率)} = \frac{\text{平成 27 年 1 月分きまって支給する給与新調査結果}}{\text{平成 27 年 1 月分きまって支給する給与旧調査結果}} \quad (\text{小数点以下第 7 位})$$

(労働時間の場合)

総実労働時間、所定内労働時間、所定外労働時間のそれぞれにおいてギャップ率を計算し、それぞれの指数のギャップ修正に用いる。

$$G \text{ (ギャップ率)} = \frac{\text{平成 27 年 1 月分の新調査結果}}{\text{平成 27 年 1 月分の旧調査結果}} \quad (\text{小数点以下第 7 位})$$

ハ 指数の改訂

平成 24 年 2 月から平成 26 年 12 月までの指数を次の式に基づき改める。

$$I' \text{ (修正後指数)} = I \times \left\{ 1 + (G - 1) \times \frac{n}{36} \right\} \quad (\text{小数点以下第 1 位})$$

I' : 修正後指数

I : 修正前指数

n : 平成 24 年 2 月から平成 26 年当該月までの月数 (平成 24 年 2 月は n = 1、平成 26 年 12 月は n = 35) として、平成 24 年 2 月から n 番目の月の指数を修正する。

(実質賃金指数)

実質賃金指数については、次式に基づき改訂する。

$$R = \frac{W}{C} \times 100 \quad (\text{小数点以下第 1 位})$$

R : 修正後の実質賃金指数

W : ハの式に基づき修正した (名目) 賃金指数

C : 消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合)

ニ 平均の指数

年平均の指数については、各月の指数をハの式に基づき改訂した後、当該期間で単純平均して算出する。

ただし、実質賃金指数の年平均は改訂後の (名目) 賃金指数と消費者物価指数のそれぞれについて年平均をとったものの比により得る。

(2) 増減率の改訂

平成 24 年 2 月分以降の前年同月増減率、平成 24 年平均以降等の前年増減率については、

(1) のとおり修正した後、再計算したものに改める。